

上川外務大臣ステートメント
第13回包括的核実験禁止条約(CTBT)発効促進会議
(9月22日、於:国連本部)

フロイドCTBTO準備委員会暫定技術事務局長、
御列席の皆様

我が国は、現実的かつ実践的な核軍縮措置としてCTBTの早期発効を重視しています。私たちは「ヒロシマ・アクション・プラン」及び「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」において、CTBTの重要性を強調しました。

CTBTは核開発に対する質的制限を課すものとして重要な役割を果たすものです。CTBTは核軍縮の分野において、今日、ほぼ普遍的な支持を得る数少ない具体的措置の一つです。

CTBTの重要性はかつてないほど高まっています。核実験を再開する国があるのではないかと懸念の声が上がっています。北朝鮮によるさらなる核実験の可能性も依然として高く、このような懸念から、CTBTの発効は国際社会にとって喫緊の優先課題となっています。

我が国は、CTBTの検証制度を強化することにもコミットしています。本年7月にCTBT発効促進のための地域会合を主催し、参加国による国際監視制度(IMS)運用のための能力構築を支援いたしました。

我々は、署名国の輪を広げ、IMSの信頼性を高めることで、核実験に対する効果的な抑止力を形成し、核実験に対する国際規範を確立しつつあります。

しかし、もちろん、核実験禁止規範が法的拘束力を持つまで、我々は座して待つことはできません。このような観点から、日本は、全ての国、特に附属書2に記載された残りの発効要件国に対し、CTBTに署名し、批准するよう引き続き強く求めます。

さらに、同条約が発効するまでの間、我が国は全ての関係国に対し、核兵器の実験的爆発やその他の爆発実験について、新たなモラトリアムを宣言する、又は、既存のモラトリアムを維持するよう強く求めます。

CTBTの完全な普遍化に向けて一致団結しましょう。私は、この目標に向けた日本の揺るぎない貢献を約束いたします。ありがとうございました。